平成２６年（フ）第３３５８号
神奈川県横浜市南区大岡２丁目13―９　日住販南横浜第１ビル304
債務者　後田　勇二
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３３７６号
埼玉県白岡市小久喜855―１―104
債務者　小川　道代
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４３３号
東京都立川市羽衣町３丁目２―14
債務者　河西　研二
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４３４号
東京都江東区石島17―17―101
債務者　杉本彌惠子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６１号
埼玉県新座市野火止３丁目16―51―504
債務者　濱野　　猛
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６２号
東京都新宿区西落合１丁目13―20―206
債務者　中田　尚志
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６３号
東京都江戸川区西葛西１丁目８―14―102
債務者　相原二美子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６４号
千葉県浦安市猫実５丁目８－１―401
債務者　大澤　拓馬
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６５号
東京都江戸川区中葛西３丁目15―７―404
債務者　相馬　健一
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４６６号
東京都練馬区小竹町２丁目35―16　フラット・35―Ｄ―221
債務者　伊藤瑠理子
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４７０号
東京都板橋区上板橋２丁目９－４―101
債務者　大野レエ子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４７４号
東京都新宿区新宿７－４－４　村上ビル３階、住民票上の住所東京都文京区白山２丁目38―４
債務者　長谷川富美子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４７６号
東京都世田谷区八幡山３丁目23―24―103
債務者　山室　美砂（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４７７号
東京都港区南麻布２丁目13―16―704
債務者　梅田　憲生
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３４８２号
東京都港区白金３丁目10―20―308
債務者　海東　沙世
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部